

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第16号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
小学校				小学校			
所管教育事務所	学校	所在地	級別区分	所管教育事務所	学校	所在地	級別区分
盛岡教育事務所	[略]	[略]	[略]	盛岡教育事務所	[略]	[略]	[略]
	五日市小学校	[略]	岩手郡岩手町大字川口		五日市小学校	[略]	[略]
	北山形小学校	[略]				岩手郡岩手町大字大坊	
	岩瀬張小学校	[略]				[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
大村小学校	[略]	[略]	大村小学校	大村小学校	[略]	[略]	[略]
	葛巻小学校	岩手郡葛巻町葛巻			[略]		
	江刈小学校	[略]			[略]		
	[略]	[略]			[略]		
中部教育事務所	[略]	[略]	中部教育事務所	[略]	[略]	[略]	[略]
	内川目小学校	[略]		笹間第二小学校	花巻市横志田		
	小友小学校	[略]		校	[略]		
	達曾部小学校	[略]		内川目小学校	[略]		
	[略]	[略]		小友小学校	[略]		
県南教育事務所	[略]	[略]	県南教育事務所	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]		附馬牛小学校	遠野市附馬牛町		
	大田代小学校	[略]		達曾部小学校	[略]		
	[略]	[略]		[略]	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
宮古教育事務所	国見小学校	下閉伊郡岩泉町門	宮古教育事務所	宮古教育事務所	釜津田小学校	[略]	[略]
	釜津田小学校	[略]			安家小学校	[略]	
	安家小学校	[略]			有芸小学校	下閉伊郡岩泉町上有芸	
	有芸小学校	下閉伊郡岩泉町上有芸			[略]		

	[略] 重茂小学校 和井内小学校 門馬小学校 中沢小学校 大川小学校	[略] [略] 宮古市和井内 [略] [略] [略]	[略]
	田老第三小学 校 刈屋小学校 川井小学校  二升石小学校 [略] 浅内小学校 小本小学校 小本小学校大 牛内分校 田野畑小学校	宮古市田老字星山 [略] [略] [略] [略] [略] 下閉伊郡岩泉町小本 下閉伊郡岩泉町小本 [略]	[略]
県北教 育事務 所	小国小学校 霜畑小学校	[略] 久慈市山形町霜畑	[略]
	来内小学校	[略]	[略]
	侍浜小学校 [略]	[略] [略]	[略]
	小軽米小学校 大野小学校	[略] 九戸郡洋野町大野	[略]
	林郷小学校 帯島小学校	[略] 九戸郡洋野町帯島	[略]
	向田小学校	[略]	[略]

中学校

所管教 育事務 所	学 校	所在地	級別区分
盛岡教	小屋瀬中学校	[略]	[略]

	[略] 重茂小学校 門馬小学校 中沢小学校 国見小学校 大川小学校 有芸小学校	[略] [略] [略] [略] 下閉伊郡岩泉町門 [略] 下閉伊郡岩泉町上有芸	[略]
	赤前小学校 田老第三小学 校 新里小学校 川井小学校 大浦小学校 轟木小学校 荒川小学校 二升石小学校 [略] 浅内小学校  田野畑小学校	宮古市赤前 宮古市田老 [略] [略] 下閉伊郡山田町船越 下閉伊郡山田町織笠 下閉伊郡山田町荒川 [略] [略] [略] [略]	[略]
県北教 育事務 所	小国小学校 霜畑小学校 来内小学校	[略] 久慈市山形町霜畑 [略]	[略] [略]
	夏井小学校 侍浜小学校 [略]	久慈市夏井町 [略] [略]	[略]
	小軽米小学校 林郷小学校	[略] [略]	[略]
	向田小学校	[略]	[略]

中学校

所管教 育事務 所	学 校	所在地	級別区分
盛岡教	小屋瀬中学校	[略]	[略]

育事務所	東部中学校 [略] 姥屋敷中学校 葛巻中学校 江刈中学校	岩手郡岩手町大字川口 [略] [略] <u>岩手郡葛巻町葛巻</u> [略]	[略]
[略]			
沿岸南部教育事務所	有住中学校	[略]	[略]
宮古教育事務所	[略] 小川中学校 <u>小本中学校</u> 田野畑中学校	[略] [略] <u>下閉伊郡岩泉町小本</u> [略]	[略]
県北教育事務所	[略] 浄法寺中学校 <u>大野中学校</u>	[略] [略] <u>九戸郡洋野町大野</u>	[略]

共同調理場

所管教育事務所	共同調理場	所在地	級別区分
盛岡教育事務所	安代地区学校給食センター 葛巻町学校給食センター	[略] <u>岩手郡葛巻町葛巻</u>	[略]
中部教育事務所	[略]		
県南教育事務所	<u>一関市本寺小学校共同調理場</u>	<u>一関市巖美町</u>	<u>1級</u>
宮古教育事務所	[略]		
県北教育事務所	久慈市山形地区学校給食センター <u>洋野町大野学校給食センター</u>	[略] <u>九戸郡洋野町大野</u>	[略]

育事務所	[略] 姥屋敷中学校 江刈中学校	[略] [略] [略]	[略]
[略]			
沿岸南部教育事務所	<u>気仙中学校</u> 有住中学校	<u>陸前高田市気仙町</u> [略]	[略]
宮古教育事務所	[略] 小川中学校 田野畑中学校	[略] [略] [略]	[略]
県北教育事務所	[略] 浄法寺中学校	[略] [略]	[略]

共同調理場

所管教育事務所	共同調理場	所在地	級別区分
盛岡教育事務所	安代地区学校給食センター	[略]	[略]
中部教育事務所	[略]		
宮古教育事務所	[略]		
県北教育事務所	久慈市山形地区学校給食センター	[略]	[略]

別表第2（第2条関係）

## 小学校

所管教育事務所	学 校	所在地
中部教育事務所	笹間第二小学校	花巻市横志田
	附馬牛小学校	遠野市附馬牛町
県南教育事務所	伊手小学校	奥州市江刺区伊手
	梁川小学校	奥州市江刺区梁川
	広瀬小学校	[略]
沿岸南部教育事務所	[略]	
県北教育事務所	夏井小学校	久慈市夏井町
	普代小学校	下閉伊郡普代村第14地割
	戸田小学校	[略]

## 中学校

所管教育事務所	学 校	所在地
沿岸南部教育事務所	気仙中学校	陸前高田市矢作町
	横田中学校	陸前高田市横田町
	[略]	[略]
県北教育事務所	普代中学校	下閉伊郡普代村第14地割

## 共同調理場

所管教育事務所	共同調理場	所在地
県北教育事務所	普代村学校給食共同調理場	下閉伊郡普代村第13地割

別表第3（第2条関係）

## 小学校

所管教育事務所	学 校	所在地
盛岡教育事務所	城内小学校	盛岡市玉山区玉山
	橋場小学校	岩手郡雫石町橋場
県南教育事務所	興田小学校	一関市大東町鳥海

別表第2（第2条関係）

## 小学校

所管教育事務所	学 校	所在地
盛岡教育事務所	城内小学校	盛岡市玉山
	柏台小学校	八幡平市柏台
	橋場小学校	岩手郡雫石町橋場
	葛巻小学校	岩手郡葛巻町葛巻
県南教育事務所	興田小学校	一関市大東町鳥海
	広瀬小学校	[略]
沿岸南部教育事務所	[略]	
宮古教育事務所	小本小学校	下閉伊郡岩泉町小本
県北教育事務所	御辺地小学校	二戸市安比
	晴山小学校	九戸郡軽米町大字晴山
	戸田小学校	[略]
	帯島小学校	九戸郡洋野町帯島

## 中学校

所管教育事務所	学 校	所在地
盛岡教育事務所	葛巻中学校	岩手郡葛巻町葛巻
県南教育事務所	興田中学校	一関市大東町鳥海
宮古教育事務所	小本中学校	下閉伊郡岩泉町小本
沿岸南部教育事務所	赤崎中学校	大船渡市赤崎町字鳥沢
県北教育事務所	[略]	[略]
	御辺地中学校	二戸市安比

## 共同調理場

所管教育事務所	共同調理場	所在地
盛岡教育事務所	葛巻町学校給食センター	岩手郡葛巻町葛巻
	二戸市学校給食センター	二戸市似鳥

別表第3（第2条関係）

## 小学校

所管教育事務所	学 校	所在地
中部教育事務所	土淵小学校	遠野市土淵町
県南教育事務所	胆沢愛宕小学校	奥州市胆沢区若柳

	<u>人首小学校</u>	<u>奥州市江刺区米里</u>
宮古教育事務所	<u>赤前小学校</u>	<u>宮古市赤前</u>
	<u>曇目小学校</u>	<u>宮古市曇目</u>
	<u>轟木小学校</u>	<u>下閉伊郡山田町織笠</u>
	<u>岩泉小学校</u>	<u>下閉伊郡岩泉町岩泉</u>
県北教育事務所	<u>晴山小学校</u>	<u>九戸郡軽米町大字晴山</u>
	中野小学校	[略]
	鳥海小学校	[略]

中学校

所管教育事務所	学 校	所在地
県南教育事務所	<u>興田中学校</u>	<u>一関市大東町鳥海</u>
宮古教育事務所	<u>岩泉中学校</u>	<u>下閉伊郡岩泉町岩泉</u>
県北教育事務所	中野中学校	[略]

共同調理場

所管教育事務所	共同調理場	所在地
宮古教育事務所	<u>宮古市立学校新</u>	<u>宮古市曇目</u>
	<u>里給食センター</u>	
	<u>岩泉町立学校給食共同調理場</u>	<u>下閉伊郡岩泉町尼額</u>

沿岸南部教育事務所	<u>赤崎小学校</u>	<u>大船渡市赤崎町字鳥沢</u>
	<u>蛸ノ浦小学校</u>	<u>大船渡市赤崎町字鳥沢</u>
	<u>鶴住居小学校</u>	<u>釜石市鶴住居町</u>
県北教育事務所	<u>普代小学校</u>	<u>下閉伊郡普代村第14地割</u>
	中野小学校	[略]
	<u>大野小学校</u>	<u>九戸郡洋野町大野</u>
	鳥海小学校	[略]

中学校

所管教育事務所	学 校	所在地
県南教育事務所	<u>江刺南中学校</u>	<u>奥州市江刺区藤里</u>
	<u>江刺東中学校</u>	<u>奥州市江刺区玉里</u>
沿岸南部教育事務所	<u>釜石東中学校</u>	<u>釜石市鶴住居町</u>
県北教育事務所	<u>普代中学校</u>	<u>下閉伊郡普代村第14地割</u>
	中野中学校	[略]
	<u>大野中学校</u>	<u>九戸郡洋野町大野</u>

共同調理場

所管教育事務所	共同調理場	所在地
県北教育事務所	<u>普代村学校給食共同調理場</u>	<u>下閉伊郡普代村第13地割</u>
	<u>洋野町大野学校給食センター</u>	<u>九戸郡洋野町大野</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてへき地手当の支給を受けていた職員で、当該職員に係るこの規則による改正後のへき地手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定によるへき地手当の月額（以下「施行日以後のへき地手当の月額」という。）が施行日の前日におけるへき地手当の月額（以下「施行日前のへき地手当の月額」という。）に達しないこととなるもの（改正後の規則の規定によりへき地手当の支給を受けないこととなる者を含む。）の施行日以後のへき地手当の月額は、へき地手当等に関する規則第3条の規定にかかわらず、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた学校又は共同調理場に引き続き勤務する場合（当該学校又は共同調理場の移転があった場合を除く。）においては、施行日以後のへき地手当の月額が当該職員に係る施行日前のへき地手当の月額に達するまでの間（改正後の規則の規定によりへき地手当の支給を受けないこととなる者については、施行日以後）、当該施行日前のへき地手当の月額に相当する額とする。
- 施行日の前日においてへき地手当等に関する規則第2条に規定するへき地学校、準へき地学校又は指定学校（以下「へき地等学校」という。）として指定されていた学校又は共同調理場で、施行日においてへき地等学校として指定されないこととなるも

のに勤務する職員（施行日以後当該学校又は共同調理場に引き続き勤務することとなる者に限る。）については、その勤務する学校又は共同調理場をへき地等学校とみなして同規則第4条の規定を適用する。この場合において、へき地手当に準ずる手当の月額算定は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日の前日における給料及び扶養手当の月額の合計額を基礎として行うものとする。